５　認定の取消し

経済産業大臣は、認定事業者が３の義務に違反していると認めるときは、当該認定を取り消すことができることとした。（第一五条第一号関係）

６　積立命令等

㈠　経済産業大臣は、認定事業者が３の義務に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、㈣の額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができることとした。（第一五条の六第一項関係）

㈡　㈠の命令に従って行う積立ては、推進機関にしなければならないこととし、推進機関は、積み立てられた交付金相当額積立金の管理業務を行うこととした。（第一五条の六第二項及び第一五条の一九関係）

㈢　特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して㈡の積立てを推進機関に行うこととした。（第一五条の六第三項関係）

㈣　交付金相当額積立金の額

交付金相当額積立金の額は、次に掲げる場合の区分に応じて次に定める額とすることとした。

(1)　認定事業者が再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合　供給促進交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

(2)　認定事業者が再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に対し供給する場合　調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額（第一五条の七関係）

㈤　推進機関は、㈠の命令を受けた認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、経済産業省令で定める方法により算定した額から、㈣の(1)の額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除することとし、当該控除された額は、当該認定事業者が、交付金相当額積立金として推進機関に積み立てたものとみなすこととした。（第一五条の八関係）

㈥　認定事業者又は旧認定事業者は、交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合に該当することについて、経済産業大臣の確認を受けた場合には、当該交付金相当額積立金の全部又は一部を取り戻すことができることとした。（第一五条の九関係）

７　返還命令等

経済産業大臣は、認定計画の認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができることとし、推進機関は、当該命令を受けた者から、当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収することとした。（第一五条の一一関係）

８　特定系統設置交付金の交付等

㈠　認定整備等事業者は、認定整備等計画に従って、系統電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の設置に要する費用を当該系統電気工作物の工事を開始した日から使用する日の前日までの期間にわたり回収するための交付金（以下「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けることができることとした。（第二八条の二第一項関係）

㈡　認定整備等事業者が系統電気工作物の設置に係る特定系統設置交付金の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、一般送配電事業者又は送電事業者が推進機関に届け出た費用の額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうちに再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とすることとした。（第二九条第一項関係）

㈢　特定系統設置交付金の額は、推進機関に届け出られた費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうちに再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額とすることとした。（第二九条第二項関係）

㈣　経済産業大臣は、一の８の㈡又は㈢により一の７の㈠の認定を取り消すときは、その認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金の全部又は一部を推進機関に返還すべきことを命ずることができることとし、推進機関は、当該命令を受けた者から、当該者が返還を命ぜられた金額を徴収することとした。（第二九条の二関係）

９　送達すべき書類等

４の命令、５の認定の取消し又は６の㈠若しくは７の命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行うこととし、経済産業大臣は、送達をすべき場所が知れない場合等の場合には、公示送達をすることができることとした。（第五二条の二第一項及び第五二条の四第一項関係）

五　原子力基本法の一部改正関係

１　目的

この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

２　基本方針

エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うこととした。（第二条第三項関係）

３　国の責務

㈠　国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有することとした。（第二条の二第一項関係）

㈡　国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域及び電力の大消費地である都市の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解と協力を得るために必要な取組並びに地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有することとした。（第二条の二第二項関係）

４　原子力利用に関する基本的施策

国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずることとした。

㈠　原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

㈡　原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策